

田原市農業集落排水設備等資金の融資のあっせん及び利子補給に関する規程

昭和61年9月27日

訓令第5号

(目的)

第1条 この規程は、田原市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(昭和52年田原町条例第17号)第4条第1項に規定する排水区域内に建築物を有し、排水施設に排出するために必要な排出管、排水きょその他の設備を設置(家屋の新築に伴う場合を除く。)し、若しくは尿浄化槽を撤去し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとするための資金(以下「農業集落排水設備等資金」という。)を必要とする者に対する資金の融資のあっせん及び融資を行う金融機関(以下「取扱金融機関」という。)との利子補給について必要な事項を定めることを目的とする。

(融資のあっせんを受けることができる者の資格)

第2条 農業集落排水設備等融資のあっせんを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 市民税及び固定資産税を滞納していないこと。
- (2) 融資を受けた農業集落排水設備等資金の償還について、支払能力を有すること。
- (3) 市内に居住し、独立の生計を営み、市民税の所得割又は固定資産税を納めているもので返済能力を有する確実な連帯保証人が1人あること。

(融資のあっせん条件)

第3条 農業集落排水設備等資金の融資のあっせんの条件は、次に定めるところによる。

- (1) 融資限度額 1戸につき100万円以内で市長が定める額
- (2) 償還期間 60月以内
- (3) 利率 無利子
- (4) 償還方法 融資を受けた翌月から起算して60回の元金均等月賦償還とする。ただし、都合により繰上償還を行うことができる。
- (5) 取扱金融機関 市長が指定する取扱金融機関

(融資のあっせんの申込み)

第4条 農業集落排水設備等資金の融資のあっせんを受けようとする者(以下「申込者」という。)は、農業集落排水設備等資金融資あっせん申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、田原市農業集落排水処理施設の管理に関する規則(昭和55年田原町規則第4号)第5条に規定する申請書と併せて提出しなければならない。

(融資のあっせんの決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、その内容を審査のうえ融資のあっせんを決定し、農業集落排水設備等資金融資あっせん決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知しなければならない。

(工事の完成等)

第6条 前条の規定により、農業集落排水設備等資金の融資のあっせん決定通知を受けた

者は、農業集落排水設備等資金の融資のあっせんの決定の日から起算して6月以内に工事を完成し、市長の完了確認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の期間内に工事を完成することができない場合は、農業集落排水設備等資金の融資のあっせんの決定を取り消すものとする。ただし、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りでない。

(融資のあっせん額の決定等)

第7条 市長は、前条の工事が完成し、工事の完了確認が終了したときは、融資のあっせん額を決定し、農業集落排水設備等資金融資あっせん額決定通知書(様式第3号)により申込者に通知をするとともに、農業集落排水設備等資金融資依頼書(様式第4号)により取扱金融機関に融資を依頼するものとする。

(利子補給)

第8条 市長は、農業集落排水設備等資金の融資をした取扱金融機関に対し、当該融資に係る利子相当額を補給する。ただし、償還期間を経過した融資についての利子相当額は、補給しない。

- 2 前項の規定による利子補給及び利率については、市長と取扱金融機関において協議して定める。

(償還の特例)

第9条 市長は、農業集落排水設備等資金の融資を受けた者が、地震、風水害等の自然災害及び火災によってその融資の償還が困難であると認めるときは、償還についての条件を変更することができる。

(融資のあっせんの取消し等)

第10条 市長は、融資のあっせんの決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部又は一部をその者に負担させることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- (3) 第3条第4号に規定する償還を行わなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に取り消す必要があると認めるとき。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この訓令は、昭和61年10月1日から施行する。

附 則(平成2年5月1日訓令第3号)

この訓令は、平成2年5月1日から施行する。

附 則(平成3年9月2日訓令第4号)

この訓令は、平成3年9月2日から施行する。

附 則(平成4年4月1日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年8月20日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

農業集落排水設備等資金融資あっせん申込書				年 月 日
田原市長 殿				
申込者				
		住所 フリガナ 氏名 生年月日 電話番号 職業又は勤務先名	印	
連帯保証人				
		住所 フリガナ 氏名 生年月日 電話番号 職業又は勤務先名	印	
農業集落排水設備等資金の融資のあっせんを次のとおり申し込みます。				
	設置場所			
	資金使途			
	指定業者名			
	工事費	円	あっせん希望額	円
	融資希望金			
	融機関名			
備考 工事費見積書を添付すること。				

様式第2号(第5条関係)

農業集落排水設備等資金融資あっせん決定通知書

年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで申込みのあった農業集落排水設備等資金の融資のあっせんを決定しましたので通知します。

- 注意事項：1 あっせん額については、100万円以内で、工事完了確認後、決定し通知します。
- 2 融資については、工事完了検査後、取扱金融機関から受けることになります。
- 3 この通知の日から起算して6か月以内に工事を完了しないときは、この融資のあっせんの決定を取り消すことがあります。

様式第3号(第7条関係)

農業集落排水設備等資金融資あっせん額決定通知書

年 月 日

様

田原市長 印

年 月 日付けで決定した農業集落排水設備等資金の融資のあっせんについて、次のとおりあっせん額を決定しましたので通知します。

	設置場所		
	あっせん額	円	
	取扱金融機関名		

様式第4号(第7条関係)

農業集落排水設備等資金融資依頼書

年 月 日

様

田原市長 印

農業集落排水設備等資金の融資について、次のとおり依頼します。

	申込者	住所	
		氏名	
	連帯保証人	住所	
		氏名	
融資依頼額			円